

第3回 公立大学設立準備委員会 次第

日時：平成29年4月21日(金) 午後1時～

場所：茅野市役所 8階 大ホール

- 1 開会
- 2 あいさつ（市長、理事長予定者、学長予定者）
- 3 委嘱書交付（唐澤委員（理事長予定者））
- 4 新委員長の選出（茅野市副市長から理事長予定者に交代）
- 5 確認・報告事項
 - (1) 第2回公立大学設立準備委員会の会議結果について
 - (2) 諏訪東京理科大学公立化等検討協議会の検討状況について
 - (3) 公立大学設立準備委員会ワーキンググループの検討状況について
 - (4) 諏訪東京理科大学の平成29年度入学状況等について
- 6 協議事項
 - (1) 公立大学法人公立諏訪東京理科大学定款（案）について
 - (2) 学校法人東京理科大学からの負担付き寄附の受納について（案）
 - (3) 諏訪広域公立大学事務組合から公立大学法人公立諏訪東京理科大学への出資財産（案）について
 - (4) 諏訪広域公立大学事務組合公立大学法人評価委員会条例（案）について
 - (5) 公立化後における入学料の設定について
 - (6) 公立大学法人公立諏訪東京理科大学が徴収する料金の上限額の設定（案）について
 - (7) 入学者選抜における地域枠設定（案）について
 - (8) 公立化後における授業料免除制度等について（草案）
 - (9) その他
- 7 その他
- 8 閉会

公立大学設立準備委員会 委員名簿

(敬称略)

役職	所属役職	氏名	備考
委員	公立大学法人公立諏訪東京理科大学 理事長予定者 (学校法人東京理科大学 理事長補佐)	唐澤 範行	理事長予定者
委員	公立大学法人公立諏訪東京理科大学 学長予定者 諏訪東京理科大学学長	河村 洋	学長予定者
委員	茅野市副市長	樋口 尚宏	市町村関係
委員	諏訪圏ものづくり推進機構 前理事長	草間 三郎	産業界関係
委員	長野県テクノ財団 諏訪テクノレイクサイド 地域センター会長、長野県経営者協会副会長	野村 稔	産業界関係
委員	諏訪信用金庫理事長	今井 誠	産業界関係
委員	(株)みやま 代表取締役社長	百瀬 真希	産業界関係
委員	(株)電算 東京支社 ディレクター (茅野市行政アドバイザー(情報分野))	伊藤 隆生	産業界関係
委員	国立大学法人筑波大学 大学執行役員 長野県高等教育参与	徳永 保	学識経験者
委員	長野県プロフェッショナル人材戦略拠点 統括マネージャー(信州大学名誉教授)	三浦 義正	学識経験者
委員	長野県 県民文化部長	青木 弘	長野県
委員	東京理科大学副学長・理事長特別補佐	森口 泰孝	学校法人東京理科大学

事務局	諏訪東京理科大学事務部長	入江 淑人	学校法人東京理科大学
	〃 事務部次長	牛山 哲	
	諏訪広域公立大学事務組合事務局長 (茅野市企画部長)	柿澤 圭一	諏訪広域公立大学事務組合 (茅野市)
	諏訪広域公立大学事務組合事務局次長 (茅野市企画部大学準備室長)	加賀美 積	
	諏訪広域公立大学事務組合事務局員 (茅野市企画部大学準備室 室長補佐兼大学係長)	内山 研一	
	〃 (〃 庶務係長)	牛山 浩	
	〃 (〃 庶務係兼大学係 主事)	金井 健太郎	
	茅野市企画財政課長	小平 雅文	
	岡谷市企画課長	岡本 典幸	岡谷市
	諏訪市企画政策課長	前田 孝之	諏訪市
	下諏訪町総務課長	伊藤 俊幸	下諏訪町
	富士見町総務課長	伊藤 一成	富士見町
	原村総務課長	宮坂 道彦	原村
諏訪広域連合企画総務課長	林 直典	諏訪広域連合	

公立大学設立準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 諏訪東京理科大学の公立化及び公立大学法人の設立にあたり、必要な事項を検討するため、公立大学設立準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、検討を行うものとする。

- (1) 公立大学法人（以下「法人」という。）の組織に関する事
- (2) 法人の運営に関する事
- (3) 法人の中期目標及び中期計画に関する事
- (4) 法人の評価制度に関する事
- (5) 法人の人事給与制度に関する事
- (6) 法人の財務会計制度に関する事
- (7) 前各号に掲げるもののほか、諏訪東京理科大学の公立化及び法人の設立に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10名程度をもって組織する。

- 2 委員は、理事長予定者、学長予定者、茅野市副市長、学校法人東京理科大学、長野県、諏訪地域産業界代表者及び学識経験者をもって構成する。
- 3 委員会は、前項の委員のほか、必要に応じ、オブザーバーを設けることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 第2条に規定する検討事項について、具体的な調査検討を行うため、委員会にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校法人東京理科大学及び諏訪地域6市町村において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月24日から施行する。

第2回公立大学設立準備委員会 会議録（概要）

日時：平成29年1月18日（水）
午後1時～午後2時55分
場所：茅野市役所8階 大ホール

【出席者】

- 委員：樋口尚宏委員、草間三郎委員、野村稔委員、今井誠委員、百瀬真希委員、伊藤隆生委員、三浦義正委員、青木弘委員、森口泰孝委員、河村洋委員
- 長野県：青木私学・高等教育課長、竹内企画幹兼課長補佐
柳沢諏訪地方事務所地域政策課長、神林主査
- 事務局：柳平茅野市長、柿澤企画総務部長、
加賀美大学準備室長、牛山係長、内山係長、金井主事
岡本岡谷市企画課長、山田下諏訪町総務課長（代理者出席）
林諏訪広域連合企画総務課長
- 大学：入江事務部長、牛山事務部次長

〔欠席者〕 徳永保委員

【公開・非公開の別】

公開

【会議内容】

1 開会

2 あいさつ 茅野市長、諏訪東京理科大学学長 (柳平茅野市長)

諏訪東京理科大学の公立化に向けた準備をしていく中では、理事長予定者・学長予定者にも参加してもらい未来予想図を描いていくことになっていくと思うが、過日、理事長予定者については、諏訪地域6市町村長と面談をし、その方に理事長予定者としてお願いをしていくということで意思の統一ができている。先方の都合もあり、発表までもう少し時間がかかるが、年度内には委員の方々にもお知らせし、理事長予定者・学長予定者ともに公立大学設立準備委員会に加わっていただくという段取りにしている。次回の公立大学設立準備委員会には、一緒に出席をいただき議論を深めていきたいと思っている。また、これまでの経緯や現在の進捗状況についても個別に連絡し情報の共有は図っている。

これから公立諏訪東京理科大学の開学に向けた様々な作業が、同時に進行していく。新しく公立化する諏訪東京理科大学の諸々のこと、東京理科大学と連携する諸々のこと、国や県と関係する諸々のこと、一部事務組合を設立しそこで運営していく諸々のこと、公立化等検討協議会や公立大学設立準備委員会で議論を深めていく諸々のことなど、盛り沢山の作業となっている。遺漏なく、決して拙速でなく、しっかりと取り組んでいきたいと思っているので、委員の方々にはまた今まで以上によりしくお願いしたいと思う。

3 委嘱書交付及び自己紹介（伊藤隆生委員）

4 確認・報告事項

(1) 第1回公立大学設立準備委員会の会議結果について

《事務局（茅野市）から報告「資料1」》

(2) 諏訪東京理科大学公立化等検討協議会の検討状況について

《事務局（茅野市）から報告「資料2」》

(3) 公立大学設立準備委員会ワーキンググループの検討状況について

《事務局（茅野市）から報告「資料3」》

(4) 公立大学設立準備委員会委員から出された意見について

《事務局（茅野市）から報告「資料4」》

5 協議事項

(1) 公立大学法人設立に関する基本方針(案)について

《事務局(茅野市)から説明「資料5」》

質疑応答

Q. 10 ページ目の「V 財務・会計」の「2 財産的基礎」の(2)の表記について、「～、現に諏訪東京理科大学の用に供している…」という表現でよいか。

A. 言葉の使い方として、「～の用に供する」という言い方をするのでこういった表現をさせていただいている。

(意見) 公立大学法人設立に関する基本方針や中期目標の案などが既にできており、今後、理事長が決定になった時に、口をはさむ余地が無いのではないかと思っただが、内定者が目を通しているということで理解した。特色のある大学にしていき、生き残っていくためには初代理事長の責務や想いが、こういったところに反映されてこなければならぬと思っていた。

(意見) 大学の特徴を出していくためにも、学長のポリシーが非常に重要であると思う。今回提示された基本方針の中には理事長と学長についてのことも書かれているが、その部分においても特色がある大学が伸びていくと思う。今後、この新しい諏訪東京理科大学の特徴のひとつとして学長の意思や方針というのは、中・長期的に非常に大事だと思う。

(樋口茅野市副市長)

この基本方針(案)については、当委員会では了承ということにさせていただきたいと思う。次回の諏訪東京理科大学公立化等検討協議会には、この結果を踏まえ提示していきたい。

(2) 公立大学法人定款(草案)について

《事務局(茅野市)から説明「資料6」》

質疑応答

Q. 6 ページの「9 業務の範囲及び執行」について、「法人は、次に掲げる業務を行う。」とあるが、理事会があったり大学があったりする中で、ここで言う「法人」は、理事長のもとで動くのか、学長のもとで動くのか。通常であれば「法人」というと理事会の下に置かれる組織のことを意味していると思う。法人は「大学を設置し、これを運営すること。」ということであれば、それだけで十分であり、その他に様々な項目が書かれていると思う。

A. この記載については、国立大学法人の記載などを準用しているが、委員から指摘のあったように、大学がやるべきこと、法人がやるべきことがあると思うので、そのあたりはもう少しわかりやすく整理させていただき、記載方法を考えていきたいと思う。

Q. 民間企業の定款では業務のドメインなどが記載されてくるが、公立大学法人の定款の場合、学部は工学部とするといったことや学部の新設や改廃など、そういったものは定款には入らないのか。

A. 法人の定款には、大学の学部・学科の記載は基本的にはなされない。理事会や審議会などは定款に定めるが、大学の学部・学科は定款には記載されないのが一般的である。

Q. どういう大学なのかというのは定款に記載されてくるものではないのか。

A. そういった部分については学則で記載していくものである。

A. この公立大学法人を作る目的というのは、「1 設立目的」に記載されている。そして、学部が工学部であるのか、あるいは情報学部であるのかなど、そういったことについては、大学の学則で決めていく。この地域に役立つ大学を作るということについて、定款の設立の目的でうたわれている。

A. 基本的な考え方として、“公立大学法人”があり、そのもとに教学を担当する“大学”がある。私立大学でもそうであるが、その2つは機能として分かれており、公立大学法人は法人としての経営を主にみていくようになり、教学は理事長が任命する学長が行う、という整理になっている。法人の定款としてどこまで記載していくかという議論について、民間企業と比較するとそういった部分は分離しているところである。国立大学法人の場合には、理事長と学長が兼務であるということもあり、違う部分もあるのでそういったあたりは整理していく必要がある。

(樋口茅野市副市長)

定款の草案については、ご意見をいただいた内容を踏まえ、ワーキンググループで再度練り直し、次回の委員会で諮っていく予定であるのでよろしくお願ひしたい。

(3) 公立大学法人の組織・役員体制（草案）について

《事務局（茅野市）から説明「資料7」》

質疑応答

Q. 民間企業の場合、監事の役割が、ガバナンスの強化という観点からも非常に厳しく、重要性も増している。公立大学法人の場合はどういった形になるのか。監事の役割が「法人の業務を監査する」という記述だけでよいのか。民間企業の感覚からすると違和感がある。

A. 記載については、監事の一般的な役割の記載になっている。また、定款には基本的な業務を記載していくものだと考えている。今後、検討をして行く中で記載が必要になるようであればしていきたいと思う。

(意見) 公立大学法人における監事が民間企業の監査役に該当するとすれば、多くの上場企業は常勤監査役とは別に社外監査役を設け、外からの意見でガバナンスを利かせていることもあるので、今後、検討の中で人数の妥当性や常勤か非常勤かということも含め、他の公立大学での事例等を参考に、どのように統制をとっているかということも検討していただければと思う。

(意見) 監事の関係については、他の公立大学の例なども情報提供させていただきたいと思う。

(意見) 今回の草案だと、総務課に就職係があり学生支援係が別途ある。就職係が、キャリアサポートを含め学生支援係に統合した方が、学生から見るとわかりやすい組織ではないかと思う。総務が就職というのは違和感がある。

Q. 58人の教職員がいて、学長、副学長、学部長がいるというようになると思うが、副学部長は設けるのか。

A. 今のところ考えてはいない。

A. 東京理科大学の場合だと、学科数が多い学部については副学部長がいる。小さい学部などの場合は、全体の規模を考えて必要かどうかを判断していくようになると思う。一般的に言えば、このぐらいの学部であると、業務として副学部長が必要ではないという判断だと思う。

Q. 自分の経験として大学で講義をしたことがあるが、そういう場合は教職員の分類で言うとどれになるのか。

A. 外部の専門家の方に講義をお願いするような場合は、今回提示した資料の中には入っておらず、非常勤としてお願いをしている。

(樋口尚宏茅野市副市長)

法人の組織・役員体制の草案については、委員の方々の意見を受けワーキンググループで再度検討し、次回の設立準備委員会で決定していただければと思う。

(4) 公立大学法人の中期目標（案）について

《事務局（茅野市）から説明「資料8」》

質疑応答

(意見) 様々な項目があるが、その中で一番大事だと思うのが、「2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標」の「(4) 国際交流に関する目標」だと思う。グローバル社会において非常に重要になってくる。具体的には、海外派遣や留学制度について積極的に取り組んでもらうことはもちろん、海外の大学・研究機関などとの連携・提携の推進、それから、国際化に対応した大学の組織体制を諏訪東京理科大学の中に構築することや、教職員の国際交流、いずれもとても大事なものであると思う。現在も取り組んでいることだとは思いますが、公立諏訪東京理科大学のとても大きな魅力づくりの一つだと思っている。公立化により授業料が安くなり学生が大勢来たからよい、ということではなく、これから社会に出て役に立つ学生の育成には、国際化に関する取組は必須であり、どれだけ力を入れて取り組むかで茅野市が活性化するかどうかにもつながってくると思う。諏訪地域と大学の奮闘を期待している。

(意見) 中期目標ではいたるところに「地域」「地域貢献」という言葉が出てくるが、これを地域の方に向け、大学の趣旨はこういうことであるということを発信していただければ、今後、産業界からも応援していくことが出来ると思う。

Q. 中期目標について、何をもちて成果を計るかという具体的な数値等が考えられているか。例えば、産学連携であれば、現在は共同研究が何件だが、来年度以降は何件まで増やすとか、入試の倍率を何倍まで上げるとか、目標数値的なものは考えているのか。

A. 今回提示しているのは中期目標であり、設立団体が法人に対して示すものになっており、大卒の目標を提示するようになってきている。ご指摘のあった具体的な数値目標については、中期計画で細かく記載するようになってくる。今回は中期目標の提示であり、今後、中期計画も設立準備委員会には提示していくようになると思うので、そこでは数値目標等は委員の方々に確認いただき検討いただければと思う。

Q. 組織体制と中期目標に関連して、一つ目として国際交流はとても重要であり、一人の保護者として考えた時、自分の子どもが進学を考える際に、希望している大学がどんな学部であろうと海外留学の機会があるかといったことや、海外から学生を受け入れていて様々な人と交流することができるかといったことをみたりする。保護者としても非常に関心が高いと思う。中期計画にもそういったことが記載されているが、法人の組織体制の中では、国際交流をどこが担当になるのか、そういった組織や人が手当されているのかどうか、今後検討して行くのかどうか、ということをおもった。

二つ目は、地域に開かれた大学といったことや産学官など、外部に対して情報発信していくということが非常に重要だと思っている。組織の中で入試広報係があるが、単に受験生に対する広報活動だけでなく、地域の方々にも発信していくことが大事である。企業の広報部と同じであると思うが、そういう意味での広報の組織や人を配置する時に専任ぐらいで考えていただければと思う。

A. 入試の広報については、地域への広報もとても重要なことだと思っているので、受験するだけでなく地域にも広く広報していくこともとても大事だと考えているので取り組んでいきたいと考えている。

(補足) 今年度から、長野県でも大学生の海外インターンシップの支援事業を行っている。長野県の大学生が、長野県内の事業所の海外の事務所に1週間程度インターンシップに行く時に、一人当たり20万円を上限として支援させていただいており、今年は8名の該当者がいた。また、県内のインターンシップも行っているが、今年度の該当者は無かったが、海外から県内の大学に留学生で来ている方もインターンシップしていただける。県としても国際交流には力を入れているので、そういった意味では支援したいし、諏訪東京理科大学からも積極的に参加していただければと思う。

(樋口茅野市副市長)

この中期目標については、本年秋ごろまでに固めていきたいということであり、今日いただいた意見をもとにワーキンググループで検討していき、次回の設立準備委員会に再度検討いただく予定になっているので、また議論していただきたいと思う。

(5) 諏訪東京理科大学の財産の移管等について (案)

《事務局(茅野市)から説明「資料9」》

質疑応答

質疑応答なし。

(6) 学生納付金の設定について (案)

《事務局(茅野市)から説明「資料10」》

質疑応答

Q. 考え方については良いと思う。県外の方が一般の国立大学並みで、県内ならそれより少し安く、諏訪地域ならさらに安く、という理解で良いか。

A. 基本的にはそういう考え方だと思っているが、本日は3段階で差をつけていきたいということをおもっていただければ、その方向で検討していき、次回の公立大学設立準備委員会では具体的な金額を提示させていただきたいと思う。

Q. どの程度、県外から志願者があるかによるが、例えば、県外出身者をより高くしてしまうとその道を狭めてしまい、大学の質や倍率を下げってしまう可能性がある。県外出身者を国立大学並みとすることを前提とした方が良いと思う。

もう一点、今在学中の学生の身分はどのようになるのか。新しい大学が開学する時に授業料を含め、学生はどのような措置をされるのか。

A. 前段については、ワーキンググループでも議論になったが、当然県内の学生が多いに越したことはないが、県外の学生にも来ていただき、この地に定着していただくという目的もあるので、県外出身者の入学科を国立大学標準額より上げてしまうのは望ましくないという議論も出ている。本日いただいた意見も参考にしながら検討していきたいと思っている。

後段については、授業料も新しい公立大学のものになり、身分も公立大学の身分となる。また、卒業についても公立大学として卒業していくことになる。

(意見) 同じ県内大学の例では、信州大学は国立大学で地域貢献度が3年連続でナンバーワンである。また、県内出身の学生が全体の約3割であり、ほとんどが県外出身である。そういった意味でも、信州大学は全国から人気のある大学であると思う。諏訪東京理科大学においても、確かに県内の学生や諏訪の学生に来てもらうことは良いことだと思うが、そういった例もあるので参考にしていきたい。

(意見) 全国から魅力のある学生を集めていった方が、大学の魅力も上がっていくように思う。地元の学生を優遇する、という部分には少し違和感を感じる。ひとつの意見として聞いておいてほしい。

(意見) 今、小中一貫や中高一貫などがあり、地元では諏訪清陵高校が行っていたりする。地元の工業高校の校長と話をしている中では、年々良い生徒が来なくなってきており、志願者の数も減っているようである。

地元就職してもらうには高大一貫が一番効果的であると思う。今回、公立になることもあり、県立高校との連携について可能性が開けてきたと思う。

Q. 入学科について3段階にするというのは、地域に根差したというのを目指していく、そして財政的に諏訪地域と長野県が拠出しているので、あまり違和感を感じない。

入学科と同様に3段階の入学定員の枠も検討しているのか。

A. 入学定員の枠というか、推薦入試において地域枠を設ける予定にしている。その中では専門高校枠というのも設けることを考えている。しかし、入学さえすればいいというわけではなく、しっかり卒業していただくことが大事であるので、そういう体制も考え、先ほど提示した教員の人数となっている。

Q. その地域枠については、入学科と同様に、諏訪地域枠、長野県内枠というようになっているのか。

A. その部分については今後検討していきたいと考えている。

(樋口茅野市副市長)

この学生納付金の考え方については、了解をいただいたということにさせていただく。これをもって次回の検討協議会には、この案を提示させていただきたいと思う。また、次回の委員会においては具体的な案を諮り検討させていただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

(7) その他

6 その他

7 閉会

諏訪東京理科大学公立化等検討協議会の検討状況について

〔平成 29 年 1 月以降〕

【平成 29 年 1 月 26 日】

◇第 12 回諏訪東京理科大学公立化等検討協議会

- ・ 報告事項
 - (1) 第 11 回諏訪東京理科大学公立化等検討協議会の会議結果について
 - (2) 第 2 回公立大学設立準備委員会の会議結果について
- ・ 協議事項
 - (1) 諏訪広域公立大学事務組合の例規の整備について
 - (2) 諏訪広域公立大学事務組合の予算（案）について
 - (3) 公立大学法人設立に関する基本方針（案）について
 - (4) 諏訪東京理科大学の財産の移管等について（案）
 - (5) 公立化後における学生納付金設定の考え方について（案）

《第 12 回検討協議会のまとめ》

- ・ 諏訪広域公立大学事務組合の例規を一覧（予定）を基本に整備することについて了承。
- ・ 諏訪広域公立大学事務組合の平成 29 年度当初予算計上項目について了承。
- ・ 公立大学法人設立に関する基本方針（案）について了承。
- ・ 諏訪東京理科大学の財産の移管（案）について了承。
- ・ 公立化後の学生納付金の設定について、入学検定料及び授業料は国立大学標準額と同額とすることとなったが、入学料は、入学生の出身地域により差を設けることに反対の意見が出て、再検討となった。

【平成 29 年 1 月 26 日】

◇諏訪地域 6 市町村協議

- ・ 協議事項
 - (1) 諏訪広域公立大学事務組合の設立について

《諏訪地域 6 市町村協議のまとめ》

- ・ 諏訪広域公立大学事務組合の設立について協議が整った。

【平成 29 年 2 月 7 日】

◇ 諏訪地域 6 市町村協議

・ 協議事項

- (1) 平成 29 年度 諏訪広域公立大学事務組合予算（案）について

《諏訪地域 6 市町村協議のまとめ》

- ・ 諏訪広域公立大学事務組合の平成 29 年度予算（案）及び 6 市町村の負担割合について了承。

【平成 29 年 3 月 17 日】

◇ 第 13 回諏訪東京理科大学公立化等検討協議会

・ 報告事項

- (1) 第 12 回諏訪東京理科大学公立化等検討協議会の会議結果について

・ 協議事項

- (1) 諏訪東京理科大学公立化等検討協議会設置規約の変更について
(2) 諏訪東京理科大学の学部学科再編に係る文部科学省への届出について
(3) 諏訪広域公立大学事務組合に係る専決処分事項について

① 例規

② 予算

③ 指定金融機関

《第 13 回検討協議会のまとめ》

- ・ 諏訪東京理科大学公立化等検討協議会設置規約の変更について了承。

(公立大学法人公立諏訪東京理科大学の理事長予定者及び公立諏訪東京理科大学の学長予定者を委員に追加)

- ・ 諏訪東京理科大学の学部学科再編に係る文部科学省への届出書類について了承。

- ・ 諏訪広域公立大学事務組合に係る平成 29 年 4 月 1 日付け専決処分事項（①例規の一部、②平成 29 年度暫定予算、③指定金融機関の指定）について了承。

公立大学設立準備委員会のワーキンググループ(WG)検討状況

[平成29年1月から3月まで]

ワーキンググループ名	回数	開催日	協議事項
組織・運営WG	第3回	2月17日	①公立大学法人の組織、事務局体制(案)について ②公立大学法人定款(案)について ③公立大学法人の理事会・経営審議会・教育研究審議会・監事の役割及び構成について
	第4回	2月22日	①学内LAN・各種システムの構築及び分離(案)について
	第5回	3月28日	①公立大学法人事務局体制(案)及び業務量について ②公立大学法人定款(案)について ③学則(案)について ④教授会規程(案)について ⑤各種システムの構築及び分離、経費負担について
目標・評価WG	第3回	2月21日	①公立大学法人の中期目標(修正案)について ②公立大学法人の中期計画(修正案)について ③諏訪広域公立大学事務組合公立大学法人評価委員会条例(案)及び委員構成(案)について ④公立大学法人教育職員に係る業績評価の実施(案)について
	第4回	3月22日	①公立大学法人の中期目標(修正案)について ②公立大学法人の中期計画(修正案)について ③公立大学法人教育職員に係る業績評価の実施(案)について
人事・給与WG	第3回	2月16日	①公立大学法人の人事・給与制度(案)について ②公立大学法人事務局の職員配置について ③教職員の給与制度及び給与年額比較(想定案)について ④人事・給与・就業に関する諸規程について(就業規則(案)・業務規程(案)・給与規程(案))
財務・会計WG	第3回	2月8日	①財務会計に関する諸規程について(経理規程(案)、契約事務取扱規程(案)) ②諏訪東京理科大学の財産の移管に係る現有財産の把握、現有財産台帳の整備、重要な財産を定める条例(案)について ③学生納付金の設定について ④授業料免除、大学独自の奨学金制度について ⑤公立大学法人が徴収する料金及び上限額の設定(案)について ⑥財政シミュレーションの見直しについて
	第4回	3月21日	①財政シミュレーションの見直しについて ②公立大学法人が徴収する料金及び上限額の設定(案)について ③授業料等免除、大学独自の奨学金制度について ④諏訪東京理科大学の財産の移管に係る現有財産の確認作業について(物品・図書・美術品関係) ⑤財務会計システムの仕様、構築スケジュール(案)について